



みんなで進めよう
**男女共同
参画社会**

かがやくけん、かがわけん。

香川県

男女共同参画とは

「参画」という言葉には、単に参加するということだけでなく、方針の立案や決定などの意思決定への参加という意味があります。「男女共同参画」を少しやさしく表現すると、

男女がお互いを尊重しあい、
職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、
性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、
喜びや責任を分かち合うこと

ことができます。

男女共同参画社会基本法では

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、**男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会**の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

〔男女共同参画社会基本法前文〕より抜粋

香川県男女共同参画推進条例では

男女が、

- ◆ 社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、
- ◆ もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、
- ◆ かつ、共に責任を担う ことをいう。

〔香川県男女共同参画推進条例第2条〕より抜粋

なぜ男女共同参画を推進することが必要なのでしょう

- ◆ 男女がお互いの人権を尊重する社会を築くため
- ◆ 性別によらず誰もが活躍できる社会を築くため

日本国憲法には、「個人の尊重」と「法の下での平等」がうたわれており、男女平等の実現に向けて、いろいろな取組みがなされてきました。しかし、家庭や地域、職場などさまざまな場で男女間の不平等、特に男性優遇と感じている人がたくさんいます。

また、少子高齢化の進展など社会状況が変化していく中、男女がともに個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、性別だけを理由に、個人の意思に反して役割を固定的に決めつけるのではなく、それぞれの個人や家族の主体的な選択が尊重され、男女のいずれもが多様なライフスタイルを選択できるような社会づくりが必要です。

香川県の男女共同参画の現状

社会的背景

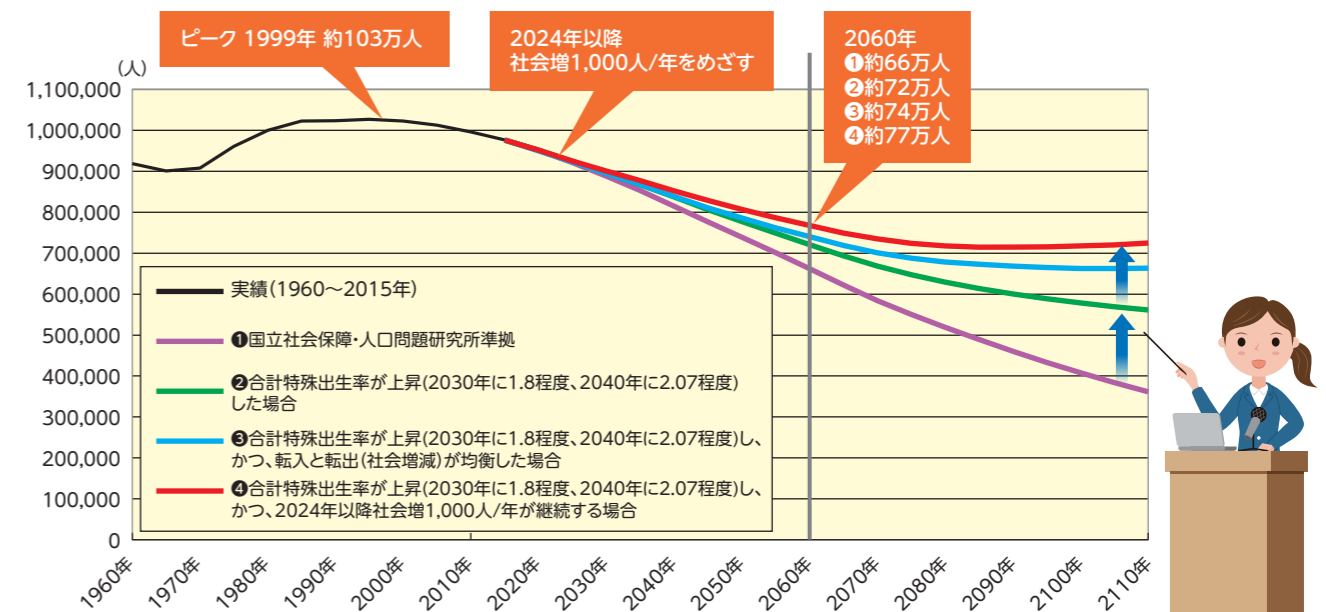
①人口減少と少子高齢化の進展

本県の人口は、平成11(1999)年の約103万人をピークとして減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、現状のままでは何らかの対策を講じなければ、今後、人口減少は加速度的に進み、令和22(2040)年の本県の総人口は81万人程度にまで減少すると見込まれています。

こうした現状を踏まえ、県では、引き続き、人口減少問題の克服と地域活力の向上に向けた取組を推進するため、令和2年3月に「かがわ人口ビジョン」を改訂し、令和42(2060)年に人口約77万人を維持するよう人口の社会増と自然減の抑制に努め、長期的には人口増への転換をめざすこととしています。

◆ 本県の人口の長期的見通し

資料:かがわ人口ビジョン(令和2年3月改訂版)



②家族形態の状況

人口は、平成12(2000)年から減少傾向にありますが、世帯数は増加しています。一方、一世帯当たりの世帯員数は年々減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

また、65歳以上の単身世帯が増加しており、特に女性で多くなっています。

③雇用・労働情勢

少子高齢化の進展により、長期的には労働力不足が懸念される状況にあります。

また、男女とも非正規雇用者の割合が概ね増加しており、特に女性では平成24年以降は非正規雇用者の割合が正規雇用者の割合を超えています。

人々の意識

令和元年度に実施した「香川県民意識調査」によると、男女の地位の平等感について、「学校教育の場」で「平等になっている」が最も多かったのを除くと、男女とも各分野で男性優遇になっているとの回答が多くなっています。

特に、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」で、7割以上の方が男性優遇になっていると考えています。

男女間の暴力の状況

令和元年度に実施した「香川県民意識調査」によると、男性の約7%、女性の約17%が、配偶者等から身体に対する暴力を受けたことがあると回答しています。

また、刑法犯総数は年々減少していますが、強姦性交等罪と強制わいせつ罪は概ね横ばいで推移しており、令和2年は強姦性交等罪は15件、強制わいせつ罪は36件となっています。

香川県の男女共同参画への取組み

<香川県男女共同参画推進条例の概要>

香川県では、男女共同参画社会実現のための取組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成14年に「香川県男女共同参画推進条例」を制定しています。

基本理念

- 基本理念① 男女の人権の尊重
- 基本理念② 社会における制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないための配慮
- 基本理念③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- 基本理念④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

責務

◆ 県の責務

- 男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置※)を含む。)を総合的に策定し、実施すること
- 男女共同参画の推進は、県民、事業者、市町及び国と連携して取り組むこと
※積極的改善措置…社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること

◆ 県民の責務

- 職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めること
- 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること

◆ 事業者の責務

- 男女が職場における活動に共同して参画する機会を確保すること
- 男女が職場における活動と家庭その他の職場以外の社会における活動とを両立して行うことができる就業環境を整備すること
- 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること

◆ 男女共同参画を阻害する行為の禁止

- すべての人は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を禁止されています。
- 性別による差別的取扱い
 - セクシュアルハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。)
 - 男女間における暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。)

県の基本的施策

- 計画の策定
- 施策の策定等に当たった配慮
- 県民等の理解を深めるための措置
- 県民・事業者の活動への情報提供等の支援
- 附属機関等の委員の男女の均衡
- 推進状況等の公表
- 相談及び苦情の処理
- 配偶者等からの暴力の被害者への支援 など

香川県男女共同参画審議会

男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、香川県男女共同参画審議会を設置する。



男女共同参画社会の形成を図り、豊かで活力ある地域社会の実現

<第4次かがわ男女共同参画プランの概要>

香川県では、男女がともに、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、みずからの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会をめざし、令和3年に「第4次かがわ男女共同参画プラン」を策定しました。

計画の性格	計画の期間
男女共同参画社会基本法(第14条) 香川県男女共同参画推進条例(第8条) に基づく法定計画	令和3年(2021年)度から 令和7年(2025年)度まで

計画の基本理念
香川県男女共同参画推進条例(第3条)に定める4つの基本理念 ① 男女の人権の尊重 ② 社会における制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないための配慮 ③ 政策等の立案及び決定への共同参画 ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

計画策定の視点
本計画は、本県の実態および、県政運営の基本方針となる総合計画のもと、子育て支援や人権政策、労働政策、教育などの関連施策と密接な連携を図りながら、次の視点に留意し策定 ① 社会情勢への対応 ② 男性にとっての男女共同参画 ③ 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現

計画の内容	
基本目標	重点目標
I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの推進	1 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し
	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	3 国際的視点に立った男女共同参画の推進
II あらゆる分野における女性の活躍の推進	4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
	5 新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現
	6 働く場における女性の活躍推進
	7 農林水産業における男女共同参画の推進
	8 地域における男女共同参画の推進
	9 科学技術・学術における男女共同参画の推進
III 安全・安心に暮らせる社会の実現	10 防災における男女共同参画の推進
	11 女性へのあらゆる暴力の根絶
	12 生涯を通じた健康支援
	13 困難を抱えたあらゆる女性等への支援と多様性を尊重する環境の整備

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの推進

重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し

社会制度や慣行などの中に差別や不平等な役割分担が認められ、それが個人の個性と能力の発揮を阻害すると考えられる場合には、社会全体で議論し、社会的合意を得ながら見直しを進めていくような気運の醸成を図ります。

- (1) 人権尊重を基盤とした男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供
- (3) メディア等における男女共同参画の視点での表現

重点目標2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女共同参画に関する理解や認識を深めるとともに、主体的に進路を選択する能力と態度を身につけるような教育・学習の充実を図ります。また、人生100年時代を見据え、若者から高齢者までライフステージに応じて充実した生活を送れるよう、生涯を通じて学習に取り組める環境の整備を図ります。

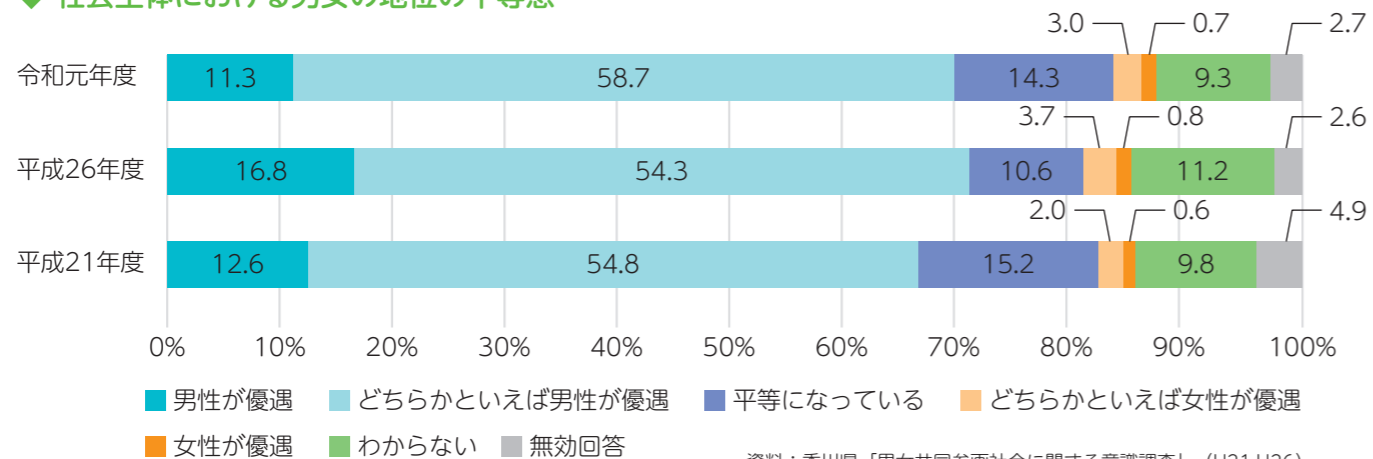
- (1) 男女共同参画を推進する教育・学習
- (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
- (3) 生涯を通じた多様な学びの支援

重点目標3 国際的視点に立った男女共同参画の推進

「誰一人取り残さない」社会をめざし、国際社会が一致して取組みを進めている中で、男女共同参画社会の実現に取り組むに当たっては、持続可能な開発目標(SDGs)のほか、女子差別撤廃条約などの国際的な規範や基準の周知・啓発を図るとともに、外国人住民と日本人住民が、互いの文化や生活習慣などを尊重し、ともにいきいきと安全・安心で豊かな生活を営むことができるよう、多文化共生社会の実現を図ります。

- (1) 国際的視点に立った男女共同参画の推進

◆ 社会全体における男女の地位の平等感



基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

重点目標4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

女性の政策・方針決定過程への参画の推進について、県の取組みを進め、市町や企業などへの働きかけを行うとともに、人材の養成に努めます。

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- (2) 人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供

重点目標5 新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現

テレワークなどの新しい働き方の推進等により仕事と生活の調和を実現するため、広報・啓発を実施するとともに、労働者が安心して働ける環境づくりに努めます。

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (2) 労働者が安心して働ける環境づくり
- (3) 地域における子育てや介護支援の充実

重点目標6 働く場における女性の活躍推進

働きたい女性が希望に応じた働き方を選択することができ、その個性と能力を十分に発揮できるよう、企業の積極的な取組みを促すとともに、女性の継続就労や再就職に対する支援等を図ります。

- (1) 働く女性の活躍推進
- (2) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備

重点目標7 農林水産業における男女共同参画の推進

経営における女性の位置づけを明確にし、適正に評価されるよう社会的気運の醸成に努めるとともに、女性の起業家による取組みを支援します。また、高齢者の優れた知識や技術を次世代に円滑に継承していくための支援を行います。

- (1) 女性の主体的な経営参画推進
- (2) 女性・高齢者が働きやすく活動しやすい環境づくり

重点目標8 地域における男女共同参画の推進

地域における男女共同参画の重要性を周知・啓発するとともに、一人ひとりが地域の担い手として積極的に参画し、活力ある地域づくりを図ります。

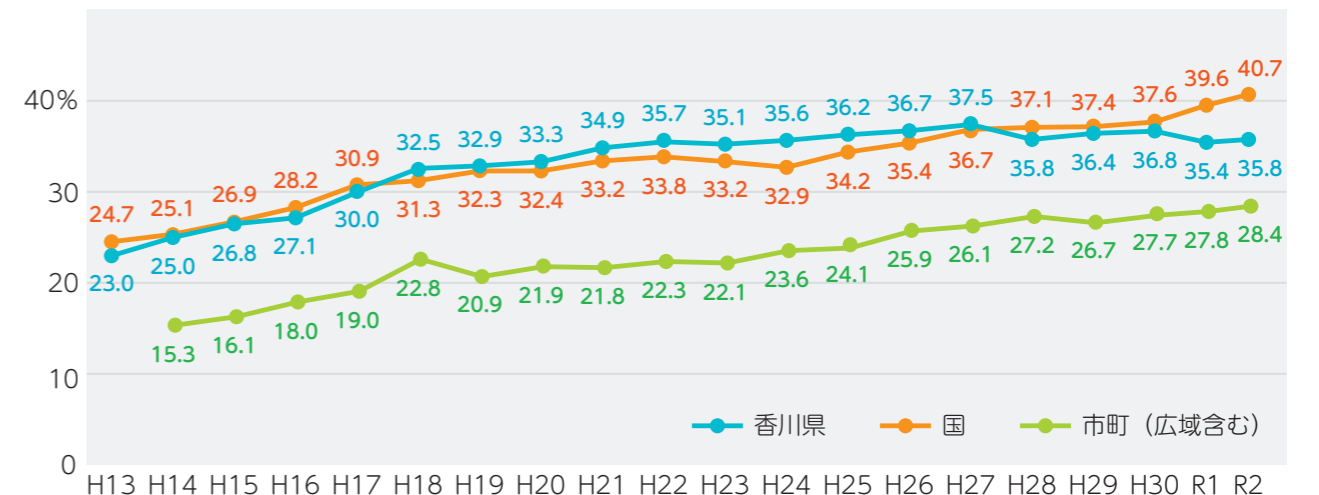
- (1) 地域における男女共同参画の推進

重点目標9 科学技術・学術における男女共同参画の推進

次代を担う理工系女性人材の裾野の拡大に向け、女子中高生等の理工系進路選択や職業に対する興味関心を高める広報・啓発を実施するとともに、科学技術の魅力を伝えることができる理科教育の推進や、女性研究者・技術者が継続して活動できる環境整備などを行います。

- (1) 科学技術・学術における男女共同参画の推進

◆ 審議会等の女性委員の割合



※県：各年度末現在、国：各年9月末現在、市町各年4月1日現在

資料：香川県男女参画・県民活動課調べ
内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」
内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

基本目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会の実現

重点目標10 防災における男女共同参画の推進

平常時から、防災体制の確立に女性の役割が重要であることを認識し、防災にかかる意思決定過程への女性の参画拡大を推進するとともに、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施するなど防災現場での男女共同参画を推進します。

- (1)防災分野における女性の参画拡大
- (2)防災の現場における男女共同参画の推進

重点目標11 女性へのあらゆる暴力の根絶

新型コロナウイルス感染症の拡大により、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されている中、女性への暴力を許さない社会意識の醸成や相談窓口の周知、関係機関の連携強化などに取り組むとともに、被害者の意思を尊重した切れ目のない被害者支援に努めます。さらに、性犯罪、子ども、若年層に対する性暴力、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等への対策に取り組めます。

- (1)女性への暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2)配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護および自立支援の推進
- (3)性犯罪・性暴力への対策の推進
- (4)子ども、若年層に対する性暴力の根絶に向けた対策の推進
- (5)売買春への対策の推進
- (6)セクシュアルハラスメント防止対策の推進
- (7)ストーカー行為等への対策の推進

重点目標12 生涯を通じた健康支援

妊娠から出産・子育てに至るまで、切れ目のない支援を図るとともに、働く世代へのがん対策、HIV/エイズや性感染症など健康をおびやかす問題についての総合的な対策を推進するとともに、こころに不安を抱える人や、その周辺の人を相談につなげるための啓発活動に取り組めます。

- (1)生涯を通じた健康支援

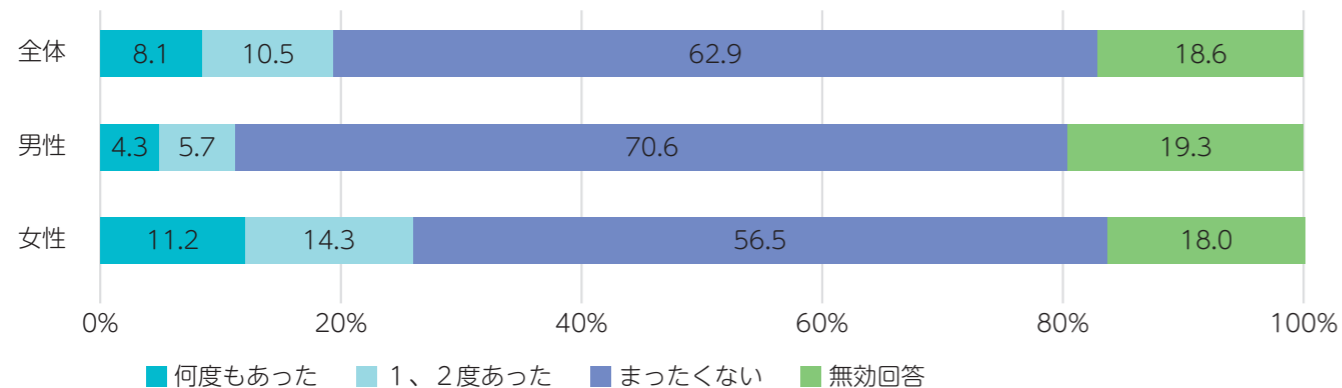
重点目標13 困難を抱えたあらゆる女性等への支援と多様性を尊重する環境の整備

生活面と就労面の両方からの支援、生活困窮世帯の子どもへの教育支援など、個人のさまざまな生き方に沿った切れ目のない支援を行うほか、高齢者や障害者、外国人、性的指向・性自認(性同一性)に関すること、同和問題に関すること等で社会的困難を抱えている状況について、十分な理解と認識を持ち、人々が安心して暮らせる環境の整備を図ります。

- (1)貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援
- (2)高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

◆ 配偶者等からの暴力の被害経験

※ 「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」のいずれかを1つでも受けた経験



資料：香川県「香川県民意識調査」(R元)

計画の推進

県の推進体制の充実など

香川県男女共同参画推進本部

香川県男女共同参画推進本部規則に基づき設置する、知事、副知事、審議監、各部局長などで構成する庁内組織。男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めます。

香川県男女共同参画審議会

香川県男女共同参画推進条例に基づき設置する県の附属機関。男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議します。

進行管理

個々の施策について適切な進行管理を行うとともに、計画の進捗状況を毎年度公表します。

市町との連携

市町の推進体制の整備・充実と、地域の実情を踏まえた男女共同参画計画の策定や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大などに取り組むよう働きかけるとともに、連携して施策を推進します。

県民の参加、協力、理解の推進

男女共同参画推進員

かがわ男女共同参画推進員設置要綱に基づき委嘱し、地域での男女共同参画社会づくりに向けた活動を支援します。

広報・啓発活動や教育・学習機会の提供

男女共同参画に関する県民や事業者の理解を深めるため、広報・啓発活動や教育・学習機会の提供に努めます。

関係機関、民間団体などとの連携

国、民間団体、企業、関係団体との連携を一層強化します。



第4次かがわ男女共同参画プランと方向性を同じくするSDGsのゴール

男女共同参画社会の実現に向けて取組みを進めることは、「男女」ととどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認に関することなども含め、多様な人々を包摂する社会の実現につながるものであり、2015年9月に、国連サミットにおいて採択された国際社会全体の開発目標であるSDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現と方向を同じくするものです。



目標とする指標			
基本目標	項目	現状(R2年度)	目標(R7年度)
I	市町男女共同参画計画策定率	94.1% (16/17市町)	100%
	社会全体における男女の地位について「平等」と答えた者の割合	14.3% (R元年度)	20%
	人権・同和教育教職員ハンドブックを活用して校内研修を行った学校の割合	50.8%	100%
	福祉ライブラリー「男女共同参画コーナー」における男女共同参画関連の図書等の年間貸出数	96件	125件
	かがわ外国人相談支援センターにおける相談支援件数(累計)	437件 (R元～R2年度)	1,090件
II	県の審議会等に占める女性委員の割合	35.8%	40%
	県職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の完全取得率	36.6%	100%
	県職員の男性の育児休業取得率	18.3%	30%
	「かがわ働き方改革推進宣言」登録企業数(累計)	191社 (H30～R2年度)	300社
	利用者支援事業実施か所数(基本型・特定型・母子保健型)	33か所	35か所
	地域子育て支援拠点事業実施か所数	99か所	102か所
	保育所等利用待機児童数	29人(R3年度当初) 220人(R2年度途中)	年度当初:0人 年度途中:0人
	病児・病後児保育事業実施か所数	21か所	22か所
	放課後児童クラブ実施か所数	293か所	323か所
	「かがわ女性キラサポ宣言」登録企業数(累計)	175社 (H28～R2年度)	180社
	女性認定農業者の新規認定数(累計)	57人 (H28～R2年度)	60人
	香川県漁協女性部連合会の活動回数(累計)	78回 (H28～R2年度)	90回
	自治会長に占める女性の割合	11.9%	14%
	科学技術・学術分野における男女共同参画推進事業の参加者数(累計)	397人 (H29～R元年度)	660人
	III	県防災会議の女性委員比率	15%
女性防災士数		586人	860人
市町要保護児童対策地域協議会への配偶者暴力相談支援センター参画数		1/17市町	17/17市町
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画策定市町数		13/17市町	17/17市町
配偶者等から暴力を受けた経験がある被害者の相談先について「どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた者の割合		36.4% (R元年度)	18.2%
10代の人工妊娠中絶実施率(15歳以上20歳未満女子人口千対)		3.8% (R元年度)	全国平均値を 下回る水準
子宮がん検診受診率		48.4% (R元年度)	55%以上 (毎年度)
乳がん検診受診率		51.2% (R元年度)	55%以上 (毎年度)
障害者就業・生活支援センターに登録した障害者数		1,678人	1,896人

男女共同参画社会基本法の概要

目的

- 男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する。

基本理念

- 男女の人権の尊重
男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要がある。
- 社会における制度又は慣行についての配慮
固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要がある。
- 政策等の立案及び決定への共同参画
男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要がある。
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要がある。
- 国際的協調
男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切である。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要がある。

責務等

<国及び地方公共団体の責務>

- 国は基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定する。
- 国は、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施する。
- 地方公共団体は、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む。
- 地方公共団体は、地域の特性を活かした施策を展開する。

その他

- 平成11年6月23日公布・施行

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の概要

目的

- 政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

基本原則

- 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
- 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
- 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。
- 政党等が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

責務等

<国及び地方公共団体の責務>

- 政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

<政党その他の政治団体の努力>

- 政党等は、当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党等に所属する候補者の選定方法の改善、候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党等に所属する公職による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

法制上の措置等

- 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

基本的施策

- 実態の調査及び情報の収集等 ●啓発活動 ●環境の整備 ●性的な言動等に起因する問題への対応 ●人材の育成等

その他の施策

- 実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、必要な施策を講ずるものとする。

その他

- 平成30年5月23日公布・施行、令和3年6月16日一部改正

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- ・女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ・職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ・女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。(令和4年3月31日までは、労働者数300人以下の民間事業主については努力義務。令和4年4月1日以降は、労働者数100人以下の民間事業主については努力義務。)
 - ・女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
 - 【参考】状況把握する事項 ①女性採用比率 ②勤続年数男女差 ③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
 - ・上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等(取組実施・目標達成は努力義務)
 - ・女性の活躍に関する情報の公表(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。
地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。10年間の時限立法。
令和元年6月5日一部改正

男女共同参画を進めるための相談窓口

■性別による差別的取扱い、夫婦間や家族の問題などに関する相談

◆かがわ男女共同参画相談プラザ(香川県社会福祉総合センター3階)

○一般相談 月～金曜日8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)

・電話相談

・面接相談(できれば事前にご連絡ください)

・弁護士による法律相談、精神科医・臨床心理士によるこころの相談 ※法律相談及びこころの相談は1週間前までに予約が必要です。

TEL 087-832-3198 FAX 087-831-1192 Eメール danjosoudan@able.ocn.ne.jp

■女性に対する暴力等に関する相談

◆性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」

平日9:00～20:00 土曜日9:00～16:00(祝日・年末年始を除く)

※上記以外の時間は、国のコールセンターにつながります。

TEL 087-802-5566(相談専用電話)

または #8891(全国共通番号)

◆性犯罪被害専用相談電話(ハートフルライン)

#8103(ハートさん)

0120-694-110 または 087-831-9110(FAX兼用)

24時間対応(土日、祝日及び執務時間外は香川県警察本部当直員が対応)

◆香川県配偶者暴力相談支援センター

・電話相談:月～土曜日9:00～21:00

(祝日・年末年始を除く)

TEL 087-835-3211(相談専用電話)

・面接相談:月～金曜日8:30～17:15

(祝日・年末年始を除く)

・女性のための法律相談<要予約>

毎月第3月曜日13:30～15:30

TEL 087-862-8861